

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012 沿革（略）</p> <p><u>令和4年12月23日 一部改正</u></p>	<p>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012 沿革（略）</p>	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 「借入金等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる本邦法人若しくは本邦人又は国際機関、外国政府等、外国法人若しくは外国人の借入金</p> <p>ロ イに規定する資金を調達するために発行される本邦法人又は国際機関、外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>三～五 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 「借入金等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる国際機関、外国政府等、外国法人又は外国人の借入金</p> <p>ロ イに規定する資金を調達するために発行される国際機関、外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>三～五 （略）</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年1月16日から実施する。</u></p>		